平成２９年（フ）第１１８０号
京都市伏見区羽束師古川町219番地30
債務者　本村　香苗（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目５番13―306号
市営住宅
債務者　松葉新三郎
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１３９号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目５番13―306号
市営住宅
債務者　松葉　京子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１４０号
宮崎県延岡市三ツ瀬町２丁目６番地１　県営住宅　47―２―12
債務者　**吉廻**都茂子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１４１号
宮崎県延岡市平原町５丁目718番地３　コーポＲＩＥ　103
債務者　野田沙也香
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第９３号
岩手県北上市北鬼柳21地割110番地１
債務者　髙橋　香織
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第９４号
岩手県花巻市高田20番５号、旧住所岩手県花巻市高木第20地割281番地１
債務者　平賀修太郎
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１４８号
福島県郡山市大槻町字下町113番地　エクセルコート・オオツキ203号
債務者　南口久美子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
福井県越前市本町９番44号、旧住所福井県越前市北府２丁目10番38号　ノースコア北府２―102
債務者　吉井　啓子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
福井県越前市粟田部町第39号16番地１
債務者　吉田アルミサッシこと　吉田　卓也
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
福井県鯖江市東米岡２丁目１番８―４号
債務者　澄川　敦美（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
福井県鯖江市御幸町３丁目１番Ｋ３―402号
債務者　大平真由美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
福井県越前市妙法寺町373番地　レオパレスグリーンウッド204、旧住所大阪府和泉市池上町２丁目３番５―102号
債務者　桑山　　浩
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８９号
名古屋市中村区千原町３番21号　クオン千原305号
債務者　大須賀千浩
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７３号
神戸市兵庫区荒田町３丁目42番１―106号
債務者　神原こと　神**原**　太郎
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０１号
神戸市須磨区大手字稲荷尾１番地の60
債務者　金月　隆明
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１８号
神戸市長田区高東町１丁目３番18号
債務者　飯干　誠人
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部